

市役所税務課からのお知らせ

申告が必要な方とは？

- ① 事業所得（営業・農業・不動産など）・配当所得・譲渡所得がある方
- ② 給与所得者で、勤務先が「給与支払報告書」を市役所へ提出していない方
※勤務先の給与担当者に確認してください。
- ③ 年途中で退職し、その後、就職していない方
- ④ 給与所得者で給与以外の所得があった方。または2方以上から給与を受けている方
- ⑤ 給与所得者で年末調整を受けていない方
- ⑥ 医療費控除などを受けようとする方
- ⑦ 公的年金などの所得のみの方で、社会保険料・生命保険料・扶養控除・医療費控除などを受けようとする方
- ⑧ 所得証明書や非課税証明書の必要な方

申告に必要なもの

- ① 印章（認印）
- ② 金融機関の口座番号がわかる

もの（申告者本人名義のもの）
※所得税の還付申告をされる方は必要。

③ 24年中の収入が分かる書類
・給与、年金などの源泉徴収票（コピー不可）。扶養親族分もお持ちください。
・生命保険などの満期保険金を受け取った方は、その支払通知書
・外交員報酬、原稿料、講演料などの収入がある方は、その支払調書
・営業や農業、不動産などの所得がある方は、事前に必ず収支内訳書を作成し、領収書など合わせて持参してください。

※収支内訳書が作成されていない場合には、申告を受け付けできません。

④ 平成24年中に支払った証明書または領収書。生命保険料、地震保険料、社会保険料（国民健康保険・国民年金）など

⑤ 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書および保険などで補てんされた金額（高額療養費や生命保険などで戻ってきた金額）の明細書

※必ず合計金額を計算しておいでください。

⑥ 障害者控除を受ける方は障害

から 3月15日(金)まで

会場	伊奈庁舎 2階第1・2会議室	谷和原庁舎 2階第1・2会議室
期日	対象地域	対象地域
2月13日(水)	谷井田地区（収入が公的年金だけの方）	小絹地区（収入が公的年金だけの方）
2月14日(木)	小張・三島地区（収入が公的年金だけの方）	十和・福岡地区（収入が公的年金だけの方）
2月15日(金)	板橋・豊・東地区（収入が公的年金だけの方）	谷原・みらい平地区（収入が公的年金だけの方）
2月18日(月)	福原、上島、中島、下島1・2、戸茂、戸崎、山王新田1・7期	福岡
2月19日(火)	伊丹、根柄、神住新田、山王新田第1・2、山王新田8期	台
2月20日(水)	板橋・豊・東地区	小絹・みらい平地区
2月21日(木)	城中、東栗山、足高、東栗山住宅	南、中原、仁左衛門新田、坂野新田、北山
2月22日(金)	門前、内町、古宿、西山、伊奈東1・2・3区	上長沼、下長沼、十和
2月24日(日)	高岡、上板橋、伊奈東4・5・6区	田村、押砂、真木、箕輪
2月25日(月)	狸穴、神生、南谷津、花田久保、上街道、松並	日川、北袋、樫木
2月26日(火)	野堀、大和田、鎌田、塙、久保、東板橋、新山住宅、平和台、大日前	細代、杉下、寺畑
2月27日(水)	谷井田・三島・小張地区	谷原・十和・福岡地区
2月28日(木)	五反田、関場、伊奈東3期、勤兵衛新田5・6期、松葉台1・2・3区	小絹
3月1日(金)	秋葉山住宅、狸穴団地、狸穴みどり、ひまわり台	西ノ台、西ノ台南
3月3日(日)	新戸、新町、市野深、芦戸、親和、愛宕住宅、伊奈ヒルズ、大池自治会	絹の台1・3丁目
3月4日(月)	奉社、下谷口、谷口、愛宕、上中宿、小島新田西	絹の台2・4・5・6・7丁目
3月5日(火)	高波、下宿(小張)、小島新田東、高波住宅、出山住宅	追分、古箸、下馬木
3月6日(水)	福田、下宿(豊体)、横町、宿、中宿、上宿、青木住宅1・2	内宿、馬場、平沼
3月7日(木)	青古新田、青木、長渡呂、長渡呂新田、狸淵、弥柳第1・2、中谷原住宅、長渡呂新田住宅、豊中央、下宿脇住宅	古川、成瀬、宮戸
3月8日(金)	上谷井田、下谷井田、外記新田住宅、谷井田北12・13区、谷井田南5区、第1・2・3結城ハイツ、第5グリーンコーポ	鬼長、川崎
3月11日(月)	外記新田、下平柳、谷井田第2・4期、谷井田北2・3・10・11区	西丸山、上小目、下小目
3月12日(火)	中平柳、上平柳、谷井田北7・9区、谷井田南6・7区	東榎戸、西榎戸、加藤
3月13日(水)	山谷、谷井田北4・5・6区、谷井田南1・2・3・4区	陽光台、紫峰ヶ丘、富士見ヶ丘

※予備日：3月14日(木)、15日(金)

【日程表】 申告時間：午前9時～午後3時
●混雑が予想されますので、なるべく日程表のとおりお越しくださいますようお願いいたします。

問 伊奈庁舎税務課 ☎ 58
1 2 1 1 1 (内線 1 1 3 2)
1 1 3 4